

和歌山県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例骨子案

1 条例の名称

和歌山県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例

2 根拠法令等

社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第 68 条の 5

3 条例制定に当たっての国基準

無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準（令和元年厚生労働省令第 34 号）

4 基準案の考え方

- (1) 条例を定めるに当たり、職員数、居室面積、入居者の安全確保等に関する事項については、厚生労働省令で定める基準（上記 3 に記載の基準。以下「国基準」という。）を標準とし、その他の事項は国基準を参酌して定めることとされているため、基本的には国基準のとおり定める。
- (2) 生活保護を取り巻く社会環境等の変化に鑑み、重要であると考えられる事項については、県独自基準を設定する。（下記 5（1）のとおり。）

5 基準案の内容

- (1) 県独自に追加する基準（県独自基準）

無料低額宿泊所の設置者は、施設長その他職員に人権擁護に関する研修を受けさせ、人権意識の向上に係る自己研鑽に努めさせるとともに、人権擁護の観点に立った運営に取り組まなければならない。
- (2) その他の基準
県独自基準以外の基準については、国基準と同様とする。

6 条例の対象となる施設について

無料低額宿泊所とは、「住居の用に供するための施設を設置し」（法第 68 条の 2）、「生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業」（法第 2 条第 3 項第 8 号）を行う施設。（現在、県内に該当する施設なし。）